

各方式区分	休日確保の方式	現場閉所により休日確保を行う方式		技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保を行う方式																													
	方式名称	完全週休2日（土日祝日閉所）	完全週休2日（土日閉所）	週休2日交替制																													
	発注方式	発注者指定型	発注者指定型	発注者指定型																													
各方式の実施概要	概要	対象期間において、全ての月で月単位の週休2日を実施（通期の週休2日は必須）		対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら月単位の週休2日を実施（通期の週休2日は必須）																													
	現場閉所の定義	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態																															
	対象期間等	対象期間 <small>（注1）</small>	工期開始日から工事完成日のうち、非対象期間を除いた期間																														
非対象期間		準備・後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間。その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間		受注者の責によらず実施が困難な期間																													
	休工対象日	「土曜日・日曜日・祝祭日」が基本（予め、これに代わる定休日を設定してもよい）	「土曜日・日曜日」が基本（予め、これに代わる定休日を設定してもよい）																														
完成時	工事成績評価 <small>（注3）</small>	加点	対象期間の 全ての 週で土日祝日を休日（現場閉所）とする完全週休2日を達成した場合に加点評価	対象期間において、 全ての 技術者及び技能労働者の月単位の休日率が週休2日（4週8休以上）を達成した場合に加点評価																													
		減点 <small>（注2）</small>	減点あり	減点あり	減点あり																												
積算「費用補正」	補正対象	労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費（率）、現場管理費（率）		労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費（率）																													
	当初発注時	当初予定価格から 月単位の4週8休以上 （休日率28.5%以上）の達成を前提として費用補正を実施																															
	積算 [費用補正]	精算変更時	全ての 月で月単位の 4週8休以上 （休日率28.5%以上）が達成された場合は、補正係数を変更しない 全ての 月で月単位の 4週8休以上 （休日率28.5%以上）が未達成となる場合は、通期の補正係数に変更（減額変更） 通期で 4週8休以上 （休日率28.5%以上）が未達成となる場合は、通期の補正係数を減額（補正無しに減額変更） ※天候不良による休工日は休工日数に含める		左記と同様。下線部を以下と読み替える <u>技術者及び技能労働者の平均休日率が4週8休以上（28.5%以上）</u>																												
補正係数	※通期の週休2日（4週8休未満）は補正対象外	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>通期の週休2日（4週8休以上）</td> <td>月単位の週休2日（4週8休以上）</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> </table>		通期の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日（4週8休以上）	労務費	1.02	1.04	機械経費(賃料)	1.02	1.02	共通仮設費	1.02	1.03	現場管理費	1.03	1.05	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>通期の週休2日（4週8休以上）</td> <td>月単位の週休2日（4週8休以上）</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> </tr> </table>		通期の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日（4週8休以上）	労務費	1.02	1.04	機械経費(賃料)	—	—	共通仮設費	—	—	現場管理費	1.01	1.03
	通期の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日（4週8休以上）																															
労務費	1.02	1.04																															
機械経費(賃料)	1.02	1.02																															
共通仮設費	1.02	1.03																															
現場管理費	1.03	1.05																															
	通期の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日（4週8休以上）																															
労務費	1.02	1.04																															
機械経費(賃料)	—	—																															
共通仮設費	—	—																															
現場管理費	1.01	1.03																															

注1：週休2日確保の積算への費用補正のみ、工事完了日を「精算変更の現場説明日」に読み替えて判断する。

注2：提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合に限り、内容に応じて減点する。

注3：履行実績取組証の発行は行いません。

上記については概要を記載しているため、各方式の具体的な取り扱い各工事の「入札公告・入札説明書・追加持記仕様書」により確認ください。